

上田市飲食店等緊急支援事業交付金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス特別警報Ⅱ発出に伴う、酒類の提供を行う飲食店等に対する県の営業時間短縮又は休業要請の影響を受けた市内の中小企業者を支援するため、予算の範囲内で上田市飲食店等緊急支援事業交付金（以下「交付金」という。）を支給することについて、補助金等交付規則（平成18年規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 交付金の支給対象となる者は、法人又は個人事業主であって、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 市内に対面式の店舗又は事業所を有する中小企業及び個人事業主
- (2) 酒類の提供を行う飲食店等に対する県の営業時間短縮又は休業要請の対象とならない者
- (3) 県の休業等要請期間以前から事業を営んでいる、テイクアウト・デリバリー専門店を除く「飲食業」、恒常的に飲食店に納品する「卸・小売業」、「酒類製造業」、「タクシー」、「運転代行業」、その他恒常的に飲食店に役務を提供する者
- (4) 「新型コロナ対策推進宣言」をする等、感染対策の徹底を図っている者
- (5) 上田市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは反社会勢力（以下「暴力団等」という。）に該当しない者又は暴力団等と関係を有しない者

2 前項の規定のほか、市長が必要と認めた者は、交付金の支給対象とすることができる。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、市内に有する事業所数にかかわらず一事業者当たり20万円とする。

(支給申請)

第4条 交付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上田市飲食店等緊急支援事業交付金申請書兼口座振替依頼書に次に掲げる書類又はその写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 法人は法人事業概況説明書（直近事業年度）、個人は2020年分確定申告書第1表または市県民税申告書等過去からの営業の実態がわかる書類
- (3) 本人確認書類（個人のみ）
- (4) 交付金の振込先口座がわかる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付金の支給可否決定)

第5条 市長は、前条に規定する交付金の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付金の支給可否を決定するものとする。

(支給決定通知等)

第6条 市長は、前条の規定により支給の決定をしたときは、上田市飲食店等緊急支援事業交付金支給決定通知書兼確定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により不支給の決定をしたときは、上田市飲食店等緊急支援事業交付金不支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

(検査等)

第7条 市長は、支給の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、申請者に対して報告又は関係書類の提出を求め、帳簿、書類等を検査することができる。

(支給決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、交付金の支給を受けたものが虚偽その他不正な手段により交付金の支給決定を受けたと認めるときは、交付金の支給決定を取消し、既に支給した交付金の返還を求めるものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月6日から施行する。